

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	池村建設株式会社	代表者氏名	代表取締役 天王沢 雄之
主たる営業所の所在地	島田市横岡 223-2		
許可番号	静岡県知事許可 (特-01) 第 4917 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土木一式工事業、 とび・土工工事業、 石工事業、舗装工事業、 水道施設工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 3 年 7 月 6 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項本文 (同条第 1 項第 3 号該当)		

処分の内容

建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

※「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表 1 に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

2 停止を命じる期間

令和 3 年 7 月 21 日から令和 3 年 7 月 23 日までの 3 日間

処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反
池村建設株式会社の元取締役は、自社倉庫解体で発生した廃棄物である木くず等約 99.5 kg を、島田市横岡新田の田で焼却したことにより起訴され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき罰金 40 万円の有罪判決を受け、その刑が確定した。	
その他参考となる事項	このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。